



# News Release

ニッセイ・ウェルス生命

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

お問い合わせ先

コーポレート・プランニング部 企画広報グループ

TEL : 03-6368-7200

[www.nw-life.co.jp](http://www.nw-life.co.jp)

2020年11月2日

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

## ニッセイ・ウェルス生命 山形銀行を通じ、『はじめての介護』を販売開始

### はじめての介護

告知コース  無告知コース

指定通貨建終身保険

指定通貨建特別終身保険

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社（代表取締役社長：井本 満、以下「ニッセイ・ウェルス生命」）は、株式会社山形銀行（取締役頭取：長谷川 吉茂）を通じ、2020年11月2日より『はじめての介護』\*（以下「当商品」）を販売開始いたしました。

当商品は、相続・介護への準備ができる一時払の外貨建終身保険です。お客様のニーズに合わせて、「告知コース」「無告知コース」の2コースからご選択いただけます。また、契約時に選択した介護保障割合（100%、50%）に応じて、所定の要介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上）になった場合は介護保険金をお受け取りいただけます。「人生100年時代」にむけて、お客様のライフスタイルに合わせて長生きの準備にご活用いただくことができます。

\* 正式名称 指定通貨建終身保険（告知コース） / 指定通貨建特別終身保険（無告知コース）

商品の詳細は以下のURL、商品の特徴については別紙をご覧ください。

[https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/hajimete\\_no\\_kaigo/](https://www.nw-life.co.jp/product/individual/insurance/hajimete_no_kaigo/)

・契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット

ニッセイ・ウェルス生命は、これからも多様化するお客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供してまいります。

## 商品の特徴

### 1. 「告知コース」「無告知コース」のいずれかをご選択いただけます。

#### 「告知コース」

- ・ご契約からすぐに、外貨で一時払保険料以上の一生涯の保障を確保できます。
- ・死亡保障、高度障害保障、介護保障<sup>\*1</sup>があります。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、告知が必要となります。

#### 「無告知コース」

- ・契約日から5年経過後に、一生涯の保障が増加します。
- ・死亡保障、介護保障<sup>\*2</sup>があります。
- ・お申込みにあたっては、被保険者の健康状態の告知なしでご加入いただけます。

### 2. 要介護2以上と認定された場合<sup>\*3</sup>、介護保険金をお受け取りいただけます。

- ・要介護2以上と認定された場合<sup>\*3</sup>、死亡保険金の受け取りにかえて介護保険金を受け取れます。なお、被保険者が受け取る介護保険金は原則非課税となります。
- ・ご契約時に介護保障割合100%、50%または介護保障なしをご選択<sup>\*4</sup>いただけます。
- ・介護保険金額は基本保険金額に対し、契約時にご選択いただく介護保障割合(100%、50%)を乗じた金額となります。
- ・介護保障割合100%を選択された場合、介護保険金のお受け取りにより契約が消滅するため、以後の保障はありません。
- ・介護保障割合50%を選択された場合、介護保険金のお受け取り後も、死亡・高度障害保障<sup>\*5</sup>が続き、残りの50%の金額を一生涯の死亡・高度障害保障<sup>\*5</sup>として確保できます。

\*1 介護保険金特則を付加しない場合、介護保障（介護保険金のお支払い）はありません。

\*2 介護保障特則を付加しない場合、介護保障（介護保険金のお支払い）はありません。

\*3 「告知コース」

介護保険金は被保険者が次のいずれかに該当した場合に支払われます。

- ① 公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に該当していると認定されたとき。
- ② ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき。

「無告知コース」

介護保険金は被保険者が次のいずれにも該当した場合に支払われます。

- ① 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が生じたこと。
- ② 公的介護保険制度による要介護2以上に該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと。

\*4 今までに要介護認定を受けたことがある方や公的介護保険の申請中である方は、介護保障割合100%、50%は選択できません。

\*5 「無告知コース」の場合、高度障害保障はありません。